

川崎市中原区公告第2号

次の起業者から神奈川県収用委員会に対し、令和7年12月9日付けで土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第39条第1項の規定による裁決の申請及び法第47条の2第3項の規定による明渡裁決の申立てがあり、同委員会から法第40条第1項の裁決申請書及びその添付書類の写し並びに法第47条の3第1項の書類の写しの送付があったので、法第42条第2項及び第47条の4第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、上記の書類は法第42条第2項及び第47条の4第2項の規定により縦覧に供しており、土地の所有者及び関係人は縦覧期間内に、また、損失の補償の決定によって権利を害される虞のある者は収用委員会の審理が終わるまでに、神奈川県収用委員会に意見書を提出することができる。

令和8年1月7日

川崎市中原区長 沖 本 里 恵

1 起業者の名称及び住所

川崎市

川崎市川崎区宮本町1番地

2 事業の種類

- (1) 川崎都市計画道路事業3・5・4号丸子中山茅ヶ崎線
- (2) 川崎都市計画道路事業3・4・3号鹿島田菅線（関連外郭部）

3 収用しようとする土地の所在、地番及び地目

| 所 在 | 地 番 | 地 目 | |
|----------------|-------|-----|-----|
| | | 公 簿 | 現 況 |
| 川崎市中原区小杉御殿町1丁目 | 937番1 | 宅地 | 宅地 |

4 縦覧の場所

川崎市中原区役所5階 縦覧場所

5 縦覧の期間

令和8年1月7日から令和8年1月21日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)